平成26年9月24日

各　位

会　社　名　　株式会社東理ホールディングス
コード番号　（5856）上場取引所　東証第２部
代表者名　　代表取締役社長　　福村　康廣
問合せ先　　取締役副社長　　藤原　克英
Ｔ Ｅ Ｌ　　　(03）5524-7851

訴訟についての最高裁判所の決定に関するお知らせ

平成23年２月10日付「特別損失の計上及び業績予想の修正等に関するお知らせ」にて開示いたしました、当社子会社（㈱ボン・サンテ）の「通貨及び金利交換取引契約」に関する損害賠償請求訴訟について、平成25年４月10日に東京高等裁判所において控訴が棄却され、最高裁判所に上告及び上告受理の申立をしておりました。

この度、最高裁判所より上告棄却の決定（決定日：平成26年９月12日）がありましたのでお知らせいたします。

これにより、東京高等裁判所における当社敗訴の判決が確定いたしました。

（ご参考）

本件は、当社が当該子会社（㈱ボン・サンテ）を買収した際の、瑕疵担保条項（買収対象会社の資産に隠れたる瑕疵があった場合、売主は買主に対してそれにより生じた損害を賠償しなければならないことを定めた株式譲渡契約書の条項）に基づき締結されたもので、子会社が都市銀行と締結している「通貨及び金利交換取引契約」（先行契約）（子会社が毎月4,232万円を支払い、40万米ドルを受取る）を相殺するためのものであり、契約期間は平成27年７月22日迄であります。

当社子会社は、本件契約の相手方及び子会社の売主でありました連帯保証人の債務不履行につき、損害賠償請求訴訟を提起しましたが、平成25年４月10日に東京高等裁判所において控訴が棄却され、最高裁判所へ上告したものです。

なお、当社グループの財政状態及び経営成績は、本件契約の不履行開始から現在までに生じた損益を、既に反映しているため本判決による影響は軽微であります。

併せて、平成23年２月10日「特別損失の計上及び業績予想の修正等に関するお知らせ」をご参照ください。

以上